

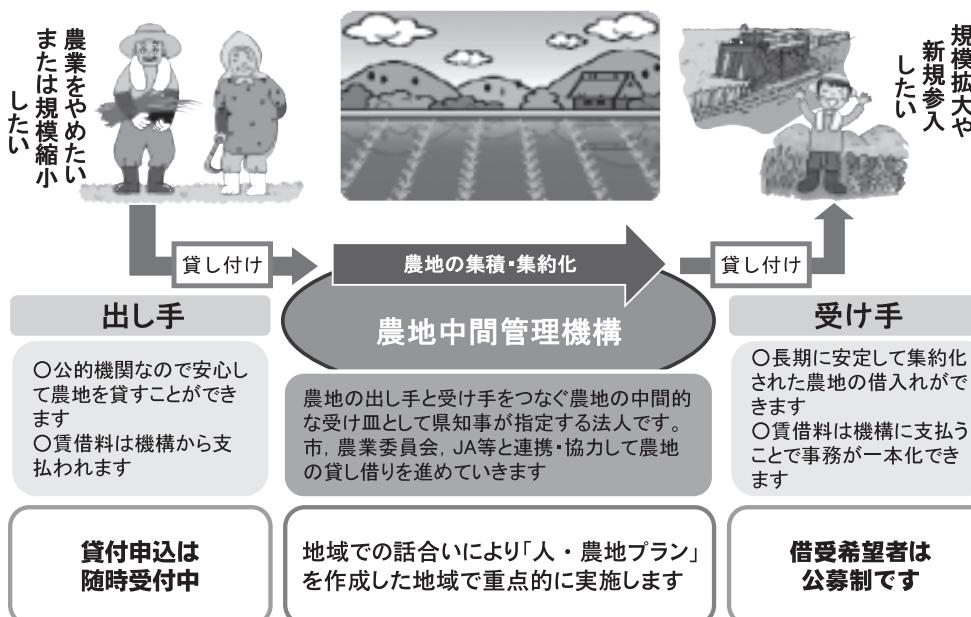
# 農地中間管理事業を活用しませんか

問い合わせ 産業振興課 ☎ 092130

農地中間管理機構では、農地中間管理事業（農業振興地域の農用地などの貸借）を行っています。

## 農地中間管理事業のしくみ

（平成26年度から始まった農地の新しい貸し借りのしくみです）



## 農地の借り受け

原則2回公募しています。

農地を借り受けたい方は、公募期間中に借受希望申込をしてください。

○今回の公募期間

9月1日(木)～10月3日(月)

## 農地の貸し付け

随時受け付けています。

ただし、機構から借り受けたり機構へ貸し付けできる農地には、一定の条件があります。

詳しくは、農地中間管理機構のホームページをご覧ください。（<http://hsnz.jp>）

申し込み 産業振興課へ。

来なんせえ  
朝市

問い合わせ

☎ 092312

大竹市農事研究会大竹支部（JAグリーン大竹内）

地元生産者による季節の新鮮野菜を対面販売しています。おいしい食べ方や保存方法なども教えます。

とき 毎月第3月曜日  
9時～11時30分

※ 祝日の場合は翌日。（9月は20日(火)）売り切れ次第終了。

ところ

J A グリーン大竹（油見三）

朝市以外にも、月～土曜日（祝日を除く）8時30分から店内で地元野菜や加工品を販売しています。



地元生産者の皆さん

## 農業振興地域内の農地転用をご検討の方へ

問い合わせ 産業振興課 ☎ 092130

昭和46年度に栗谷地区全域、松ヶ原地区全域、小方地区の一部を県が農業振興地域に指定し、市は大竹農業振興地域整備計画を策定しています。

農業振興地域内の農用地区域は農地転用が厳しく制限されており、該当地区の農地を農地以外に転用する場合には、事前に農業振興地

域内の農用地から除外する手続きを行なう必要があります。

を行う必要があります。  
次のとおり除外の相談および申請を受け付け、まとめて除外の手続きを行ないます。該当地区に農地を所有している方で、農地転用などをお考えの場合は、産業振興課までご相談ください。

受付場所 産業振興課へ。  
受付期間 11月25日(金)まで